

令和6年3月15日

四万十町議会議長 味元 和義 様

産業建設常任委員長 古谷 幹夫



陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

記

受理番号	付託年月日	件 名	審査の結果	付 記
陳情第 6-1 号	令和6年3月6日	葛切堰改修に伴う分担金減免 の陳情書	不採択	

産業建設常任委員会

【令和6年3月定例会 審査経過報告書】

審 査 日	令和6年3月7日				
番 号	陳情 第6－1号	付託日	令和6年3月6日		
件 名	葛切堰改修に伴う分担金減免の陳情書				
紹介議員					
説 明 者	建設課 課長 下元敏博 副課長 吉村紀一郎 技幹 下司康弘 農林水産課 課長 佐竹雅人 陳情者代表 宮地章一				
審査経過	現地にて、陳情代表者より陳情案件の趣旨及び施設の概要説明を受けるとともに、所管する建設課長他担当職員、農林水産課長から、関連する情報を確認した上で審査を行った。 本施設は町内でも最大規模の頭首工であり、七里・宮内・西川角地区に広がる110haの水田を潤す基幹施設であるとともに、「農業遺産」としても価値ある施設であることを確認した。 しかしながら、これまでの事例及び他地区との整合性を考慮すると四万十町分担金条例に定められた分担金事業費の20%を減免し10%にという本陳情は不採択という選択をせざるを得ないとの結論に至った。				
【委員の意見】 ○陳情の内容は心情的には十分に理解できるが、多地区との整合性は重視せざるを得ない。 ○事業費の80%が補助される案件であるという事を考慮した上で判断する必要がある。 ○貴重な農業遺産としての視点から、なんらかの支援策が講じられても良いのではないかな。					
審査結果	不採択 (全員一致)				
意見書提出	無				
少数意見の留保	無	報告者		賛成者	
そ の 他 (付帯意見等)	本施設は「地域の農業遺産」としての価値ある施設であり、その視点からのなんらかの支援策が講じられてしかるべきである。				